

# 長野市介護保険フレッシュ情報

## 号 外

長野市ホームページでもご覧いただけます。  
長野市トップページ>組織でさがす>  
保健福祉部>介護保険課>長野市介護保険フレッシュ情報

フレッシュ情報

検索

この情報は、介護サービスを利用している皆さんや各事業者から寄せられた質問への回答、長野市からのお願い・お知らせなどを掲載しています。

も く じ

- 令和元年台風第19号に伴う災害の被災者に係る介護サービスの利用料の取扱いについて【別紙1】
- 令和元年台風19号に伴う総合事業の算定方法に関するQ & A
- 台風19号総合事業の基準緩和サービスについて

※【別紙】につきましては、長野市ホームページからご覧ください。

## 令和元年台風第19号に伴う災害の被災者に係る介護サービスの利用料の取扱いについて

令和元年11月5日付け事務連絡「令和元年台風第19号に伴う災害の被災者に係る介護サービスの利用料の取扱いに関するQ&A」が厚生労働省老健局介護保険計画課から示されました。

つきましては、この通知に関する長野市の取扱いは以下のとおりとさせていただきますので、ご確認をいただき、適切な取り扱いをお願いします。

ただし、入所時等の食費・居住費・在宅サービスの利用限度額を超えてサービスを利用した際の費用などは、免除の対象となりません。

### 【別紙】 介護サービスの利用料の取扱いに関するQ&A

問6 10月分のレセプトにおける介護報酬の記載はどのようなになるのか。

(答) 災害救助法が適用された日(令和元年10月12日)以後とそれ以前のレセプトをわけることができません。

そのため、10月1日からのサービス利用分の全てに免除を適用し、10割を国保連へ請求してください。

なお、(介護予防)福祉用具貸与については、以下の対応をお願いします。

- (1) 被災前に使用していた福祉用具が滅失又は破損し、10月中に再度同種目の貸与を受けた場合は、月額請求として、免除の対象となります。
- (2) 被災前に使用していた福祉用具が滅失又は破損し、被災後再利用がない場合は、半月請求とし、免除の対象となりません。
- (3) 被災前に貸与がなく、被災後、避難先で新たに福祉用具貸与が必要になった場合は、重要事項説明書に基づいて、貸与の期間に応じた請求額とし、免除の対象となります。

問8 住家の全壊のみならず、一部損壊の場合でも猶予・免除してよいか。

(答) 「住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災」の申し立てをしたものについては免除の対象とするが、「床上浸水を伴わない一部損壊」は免除の対象となりません。

なお、介護サービス利用料の免除対象者について、自己負担分の領収を済ませている場合等については、過誤調整により対応をすることを予定しておりますので、ご承知おきください。

また、居宅介護支援については、当該Q&Aには影響がないため、利用したサービス事業所の実績を基に、通常と同様に給付管理票の作成を行ってください。

問い合わせ先：介護保険課サービス担当  
TEL：026-224-7871（直通）

## 令和元年台風 19 号に伴う総合事業の算定方法に関する Q &amp; A

長野市は、これまでに標記について問い合わせのあった内容についてとりまとめましたので、下記のとおり対応をお願いいたします。

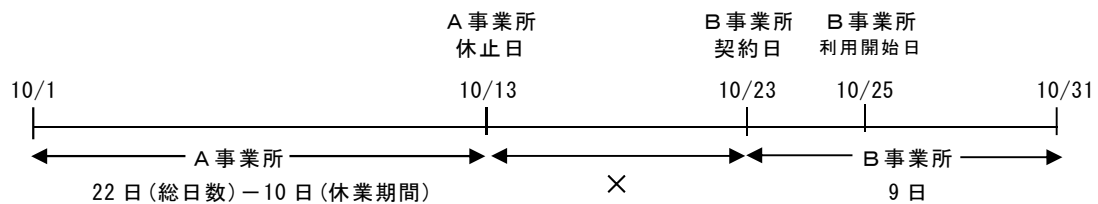
## 【総合事業・訪問型、通所型】

Q 1 被災により、A 通所型サービス事業者が休業し、月の途中から B 通所型サービス事業所へやむを得ず利用を変更した場合、2 箇所の利用は可能か。この場合、日割りの計算方法はどのように行うのか。

A 1 今回の災害に限り、やむを得ない事由により 2 箇所の利用を可能とする。

(日割り計算方法)

A 事業所は、月の総日数 (B 事業所の契約日の前日まで) から、災害の影響により休業した期間 (定期休業日を含む。) を差し引いた日数分を日割り計算し、B 事業所は契約日 ((♣注) 利用日初日ではない。) から日割り計算する。



(要支援 1、独自サービスの場合)

A 事業所の日割り計算  $54 \text{ 単位} \times 12 \text{ 日} = 702 \text{ 単位}$

B 事業所の日割り計算  $54 \text{ 単位} \times 9 \text{ 日} = 486 \text{ 単位}$

Q 2 災害の影響により、C 事業所は 10 月 12 日の営業日のみ利用を休止した場合の計算方法はどうか。

A 2 C 事業所は、月の総日数から、災害の影響により休業した期間 (定期休業日を含む。) を差し引いた日数分で日割り計算する。

この場合、30 日の日割り計算となる。

Q 3 利用していた訪問型又は通所型サービスを、自宅が被災後、利用者の都合により利用できなかった場合の算定方法はどのように行うのか。

A 3 月の途中から利用ができなかった場合でも、サービス事業所で利用計画を設定しているため、その月に 1 回でも利用があれば 1 ヶ月単位で請求ができる。

問い合わせ先：介護保険サービス担当  
TEL：224-7871（直通）

## 台風19号総合事業の基準緩和サービスについて

総合事業の基準緩和サービスについては、まだ、給付することができません。この取り扱いについては後日お知らせいたします。

問い合わせ先：地域包括ケア推進課はつらつ応援担当  
TEL：026-224-7873（直通）



ながのご縁を  
信都・長野市

今後も必要に応じ、「長野市介護保険フレッシュ情報」を作成し、居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の皆さんに必要情報をお知らせしていく予定です。業務を行うに当たり、ご不明な点などがありましたら、介護保険課まで電話またはFAX、Eメールでお気軽にお問い合わせください。

### 《 問い合わせ先 》

長野市保健福祉部 介護保険課 サービス担当

電話：026-224-7871（直通） / FAX：026-224-8694

Eメール：[kaigo@city.nagano.lg.jp](mailto:kaigo@city.nagano.lg.jp)